

静岡市社会福祉法人の設立及び社会福祉施設等整備審査会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、市内における社会福祉法人（以下「法人」という。）の設立認可並びに保健福祉長寿局及び子ども未来局が所管する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項各号及び第3項各号に掲げる事業の用に供する施設その他市長が適当と認めた施設（以下これらを「社会福祉施設等」という。）の整備に係る補助制度の適切な運用を確保するため、静岡市社会福祉法人の設立及び社会福祉施設等整備審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法人の設立認可申請に関する審査
- (2) 補助金の交付対象となる社会福祉施設等の整備計画に係る総括的審査
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法人の設立認可及び社会福祉施設等の整備計画の審査に関し市長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は保健福祉長寿局長の職にある者を、副委員長は子ども未来局長の職にある者を、委員は企画局次長、財政局次長、保健福祉長寿局次長、保健福祉長寿局保健衛生医療部長及び子ども未来局次長の職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

- 2 委員長は、審査会の会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会は、必要と認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課及び子ども未来局子ども未来課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。